

## 令和4年予備試験短答式試験 出題大予想（補遺）

### 休み時間に最終確認！ 刑事訴訟法の短答重要テーマ

先日、辰巳法律研究所の法律学習応援ブログに、「令和4年予備試験短答式試験 出題大予想」を掲載し、多くの受験生の方から好評を頂きました。そこで、この補遺として、辰巳の短答合格FILE刑事訴訟法の一部を抜粋して、「休み時間に最終確認！ 刑事訴訟法の短答重要テーマ」を作成致しましたので、お役立て頂ければ幸いです。

令和4年予備試験受験生の皆様の学習の便宜となれば幸いです。

令和4年5月15日（日）

辰巳法律研究所

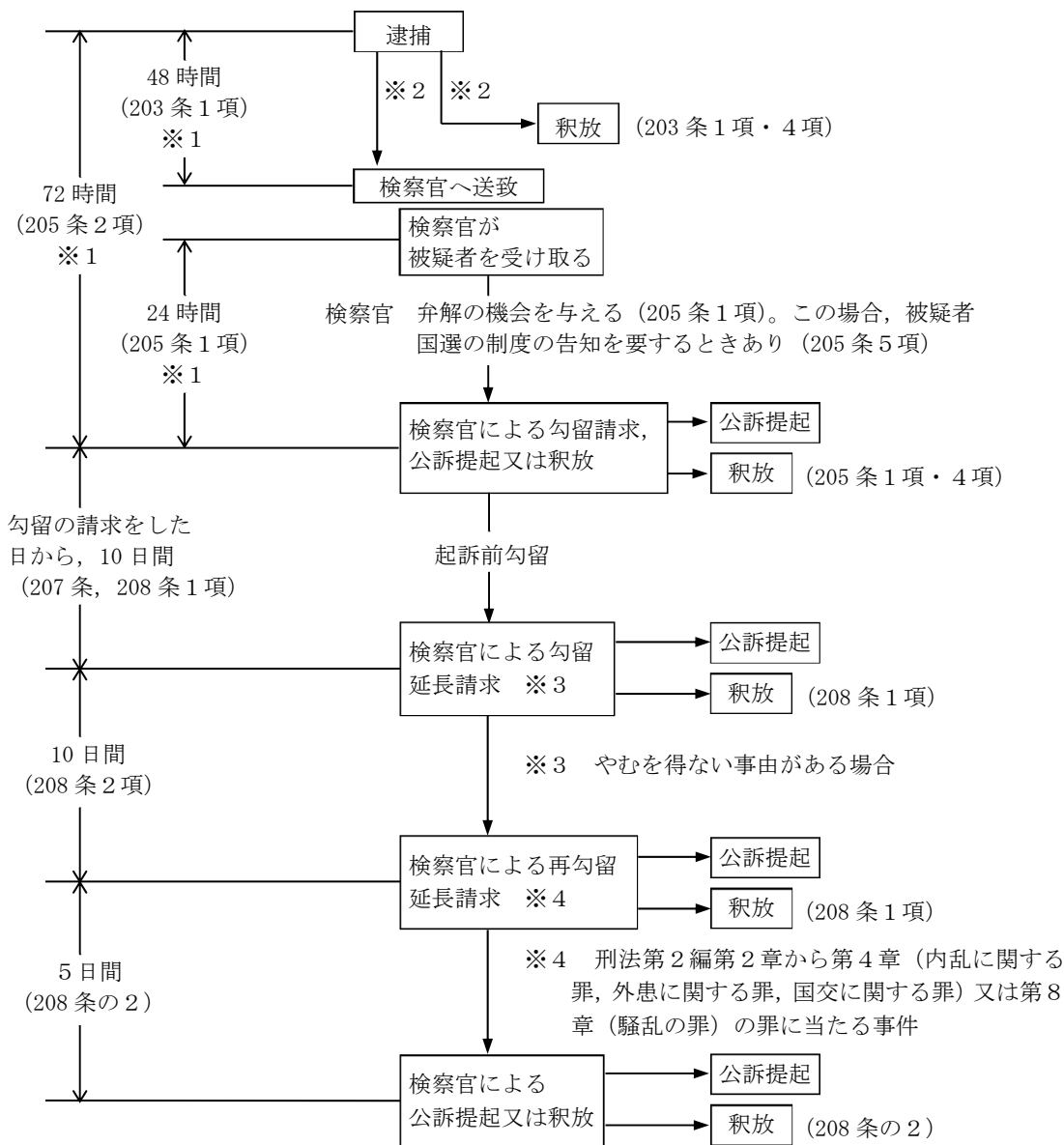
（図表）捜査機関の職務権限の有無

	検察官	検察事務官	司法警察職員	
			司法警察員	司法巡査
告訴・告発の受理（241条1項）	○	×	○	×
検視（229条）	○	○ （代行検視）	○ （代行検視）	×
被疑者の出頭要求・任意取調べ（198条1項本文）	○	○	○	接見指定 ○
第三者の出頭要求・任意取調べ（223条1項）	○	○	○	○
逮捕状の請求（199条2項本文）	○	× ※1	○ ※2	× ※1
通常逮捕（199条1項本文）	○	○	○	○
緊急逮捕（210条1項）	○	○	○	○
逮捕後の引致（202条）	—	検察官に引致	—	司法警察員に引致
勾留請求（204条以下）	○	×	×	×
搜索差押許可状等の請求（218条4項）	○	○	○	×
令状による搜索差押等（218条1項前段）	○	○	○	○
令状によらない搜索差押等（220条1項）	○	○	○	○
公訴の提起（247条）	○	×	×	×

※1 緊急逮捕後の逮捕状の請求は可能

※2 警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。

(図表) 司法警察員による逮捕～勾留 (司法警察員, 検察官側からのもの)



※1 やむを得ない事情によって時間制限に従うことができなかったときは, 検察官は, 裁判官にその事由を疎明して, 被疑者の勾留請求ができる。しかし, 裁判官は, その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものと認める場合でなければ, 勾留状を発することができない (206条)。

※2 司法警察員 犯罪事実の要旨及び弁護人選任権の告知 (203条1項)。ただし, 被疑者に弁護人の有無を尋ね, 弁護人があるときは, 不要 (203条2項)。

弁解の機会を与える (203条1項)。

37条の2第1項に規定する事件の場合, 弁護人選任権告知に当たり被疑者国選の制度の告知を要する (203条3項)。

(図表) 簡易公判手続・即決裁判手続・略式手続の異同

	簡易公判手続	即決裁判手続	略式手続
公訴提起時点で、請求する必要があるか	必要なし 検察官が公判請求した後、冒頭手続で被告人が「有罪である旨の陳述」をした場合、簡易公判手続による審判をする決定がなされて初めて、簡易公判手続へ移行する(291条の2)	必要あり 検察官は、「公訴の提起と同時に…即決裁判手続の申立てをすることができる」(350条の16第1項)	必要あり 「略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならぬ」(462条1項)
手続開始の主体	裁判所(291条の2本文)	検察官(350条の16第1項本文)	検察官(461条前段)
被疑者の同意又は異議がないことを確認することが必要か	必要なし 既に公判請求がなされているので、裁判長が手続の説明をし、有罪の陳述に当たるか否か等を確認する(規則197条の2)	必要あり 「被疑者の同意がなければ、これを行うことができない」(350条の16第2項)	必要あり 「略式手続によることについて、異議がないかどうかを確かめなければならない」(461条の2第1項)
管轄	—	—	簡易裁判所(461条)
対象となる事件	短期1年未満の懲役・禁錮より軽い罪(291条の2ただし書参照)	短期1年未満の懲役・禁錮より軽い罪(350条の16第1項ただし書)	簡易裁判所の管轄に属する事件(461条)
審理	—	必要的弁護(350条の23)	・起訴状一本主義なし(規則289条) ・書面審理(規則289条参照)
科刑	法定刑の範囲内で、刑を科することができる	「懲役又は禁錮の言渡しをする場合には、その刑の執行猶予の言渡しをしなければならない」(350条の29)	「100万円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付随の処分をすることができる」(461条)
伝聞法則	伝聞法則が適用されないのが原則(320条2項本文)	伝聞法則が適用されないのが原則(350条の27本文)	—
証拠調べ手続	証拠調べ手続に関する規定が適用されない(307条の2)	証拠調べ手続に関する規定が適用されない(350条の24第1項)	—
上訴制限	—	判決で示された罪となるべき事実につき事実の誤認を理由とする上訴をすることはできない(403条の2、413条の2) ただし、再審請求することができる場合に当たる事由があるときを除く	—

(図表) 保釈制度と類似の制度との異同

	保釈 (88条以下)	勾留の取消し (87条)	勾留の執行停止 (95条)
対象	勾留中の被告人 (88条1項, 207条1項 但書参照)	勾留中の被疑者及び被告人 (207条1項本文, 87条, 95条)	
類型	請求又は職権 (87条1項, 88条1項, 90条, 91条)		職権 (95条)
事由	・権利保釈除外事由の不存在 (89条各号参照) ・裁判所が適当と認める とき (90条)	・勾留の理由又は必要性 の消滅 (87条1項)	適当と認めるとき (95条)
	勾留による拘禁が不当に長くなったとき (91条1項)		
保証金	○ (93条1項)	×	
期間を定める ことの可否	×		○
不服申立て	抗告又は準抗告 (420条2項, 429条1項2号)		

(図表) 伝聞例外の類型・要件

被告人以外の者の書面	裁判官の面前調書	321条1項1号前段	供述不能
		321条1項1号後段	相反供述
	検察官の面前調書	321条1項2号前段	供述不能 (特信情況の要否につき争いあり)
		321条1項2号後段	①相反又は実質的不一致, ②相対的特信情況
	他に該当しないすべての書面	321条1項3号	①供述不能, ②不可欠性, ③絶対的特信情況 (321条1項書面の原則型)
	公判準備・公判期日における供述録取書	321条2項前段	無条件
	裁判所・裁判官の検証調書	321条2項後段	無条件
検察官・警察官の検証調書	321条3項	真正作成供述	
鑑定書	321条4項	真正作成供述	
被告人の供述書・供述録取書	322条1項本文前段	①不利益事実の承認, ②任意性	
	322条1項本文後段	絶対的特信情況	
	322条2項	任意性	
特信文書	323条	無条件	
伝聞供述	324条1項	322条準用	
	324条2項	321条1項3号準用	
同意書面	326条	相当性	
合意書面	327条	無条件	